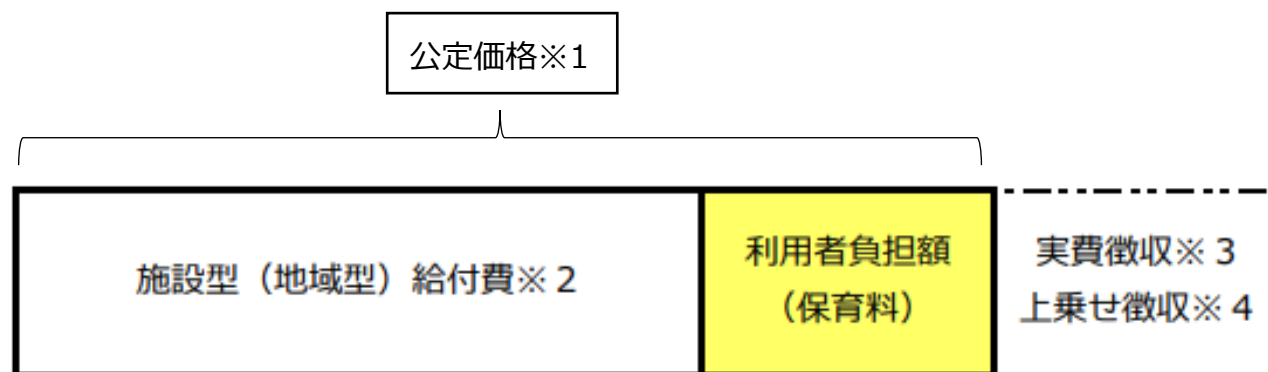


利用者負担額について

1. 利用者負担額とは

認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの運営に必要な費用（公定価格）の一部を利用者が負担するもの。



※1 公定価格・・・支給認定を受けた児童が施設を利用する際に係る費用。

※2 施設型（地域型）給付費・・・公定価格から利用者負担額を差し引いたもの。

市が支給認定保護者に支給。（実際には施設へ支払う。（法定代理受領））

※3 実費徴収・・・日用品、文房具、給食費等

※4 上乗せ徴収・・・教育・保育の提供にあたって、質の向上を図るうえで必要と認められる費用。公定価格上の基準を超えた職員の配置、平均的な水準を超えた施設整備等。

利用者負担額について

2. 保育料の決定方法

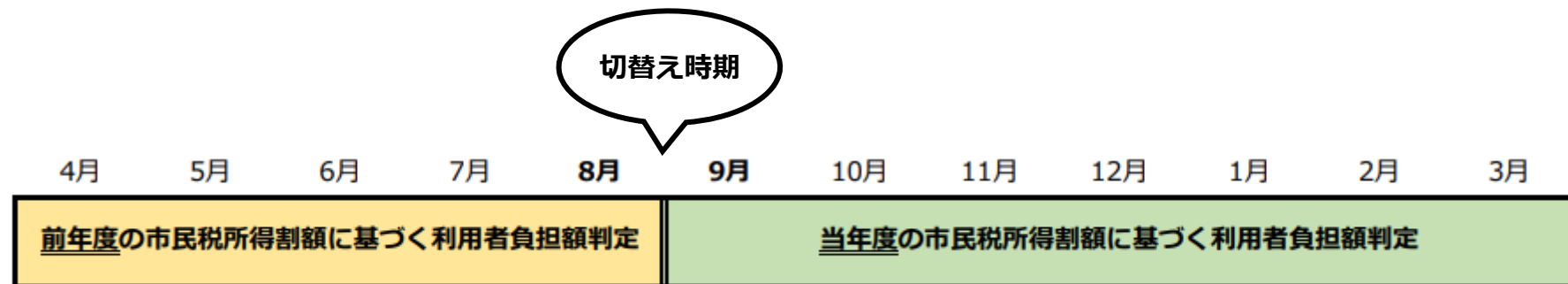
〈決定方法〉

市民税所得割額に応じて決定

〈判定時期〉

4月から8月分の利用者負担額は前年度分の市民税所得割額により判定

9月から翌年3月分の利用者負担額は当年度分の市民税所得割額により新たに判定



3. 保育料の金額

保育料基準額表（3 頁）参照

利用者負担額について

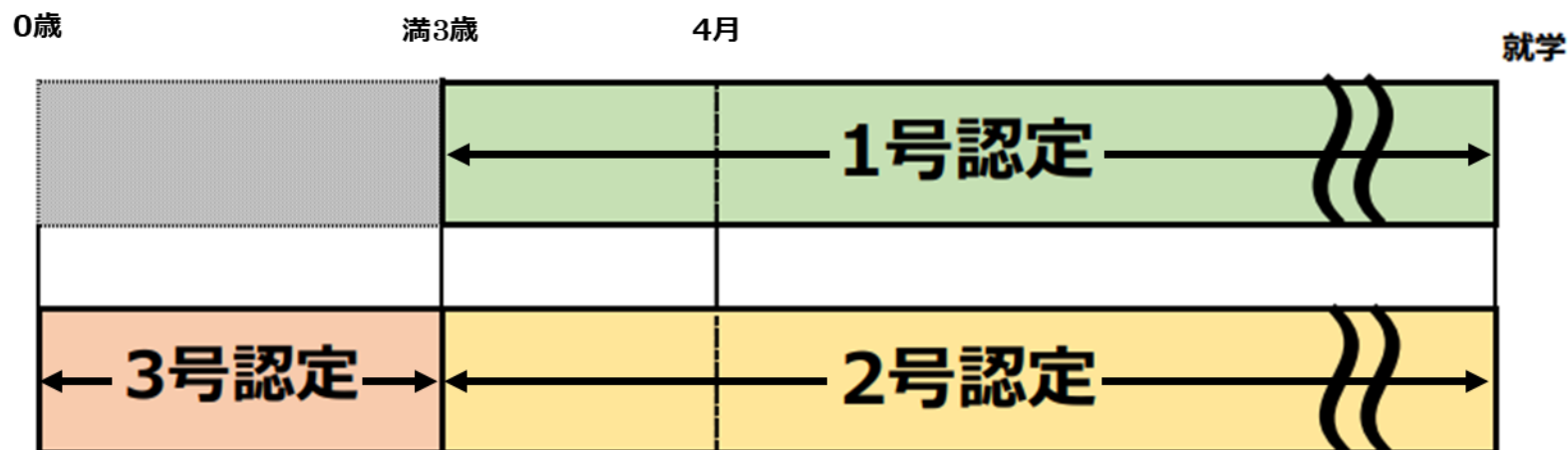
◇保育料基準額表

階層	税区分		第1子	
			標準	短時間
A	生活保護法による 被保護世帯		0	0
B1	市町村民税非課税 ひとり親世帯など		0	0
B2	市町村民税非課税 一般世帯		0	0
C1	市町村民税 均等割の額のみ 課税世帯	ひとり親世 帯など	0	0
		一般 世帯	10,000	9,800
C2	市町村民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世 帯など	0	0
		一般 世帯	12,000	11,700
D1	市町村民税所得割額 48,600円以上 70,900円未満	ひとり親世 帯など	0	0
		一般世帯	17,000	16,700
D2	市町村民税所得割額 70,900円以上 77,101円未満	ひとり親世 帯など	0	0
		一般 世帯	25,000	24,500
	市町村民税所得割額 77,101円以上 108,200円未満		25,000	24,500
D3	市町村民税所得割額 108,200円以上 138,100円未満		30,000	29,400
D4	市町村民税所得割額 138,100円以上 198,400円未満		40,000	39,300
D5	市町村民税所得割額 198,400円以上 297,400円未満		45,000	44,200
D6	市町村民税所得割額 297,400円以上 338,500円未満		54,000	53,000
D7	市町村民税所得割額 338,500円以上 397,000円未満		56,000	55,000
D8	市町村民税所得割額 397,000円以上		67,000	65,800

利用者負担額について

4. 必要な認定区分

認定区分	支給要件	保育必要量	施設・事業
1号認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	<u>満3歳未満</u> の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等



利用者負担額について

5. 保育料の無償化

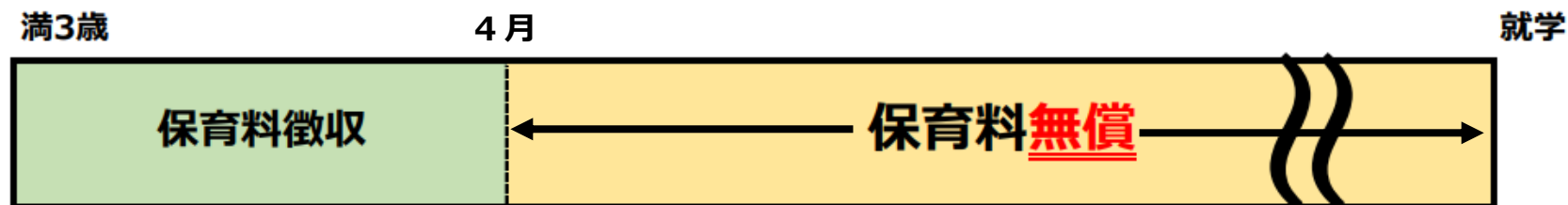
〈1号認定こども〉

満3歳から小学校就学前まで、利用料は**無償**です。



〈2・3号認定こども〉

3歳児（年少）クラスから小学校就学前まで、保育料は**無償**です。



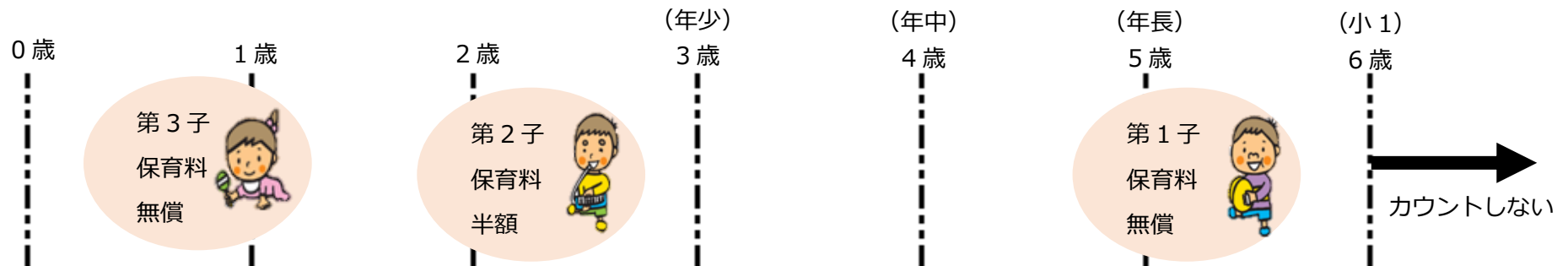
【注意】

保育料無償期間であっても、通園送迎費、食材料費（主食費（米・パンなど）・副食費（おかず・おやつなど））、行事費などの**実費部分**は、**保護者の負担**となります。

利用者負担額について

【0歳児クラス～2歳児クラスの多子軽減（国制度）】

同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが認定こども園など(※1)に通う場合、年長順に、第1子の保育料は全額、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無償となります。



※1 は次頁参照

【年収360万円未満相当世帯への多子軽減（国制度）】

上のきょうだいの年齢や認定こども園などの利用の有無に関係なく、生計を一にしている(※2)きょうだいは保育料の多子軽減の算定対象となります。

【一般世帯】（市民税所得割額 57,700 円未満）

- ・ 第1子の保育料は全額、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無償となります。

【ひとり親世帯など(※3)】（市民税所得割額 77,101 円未満）

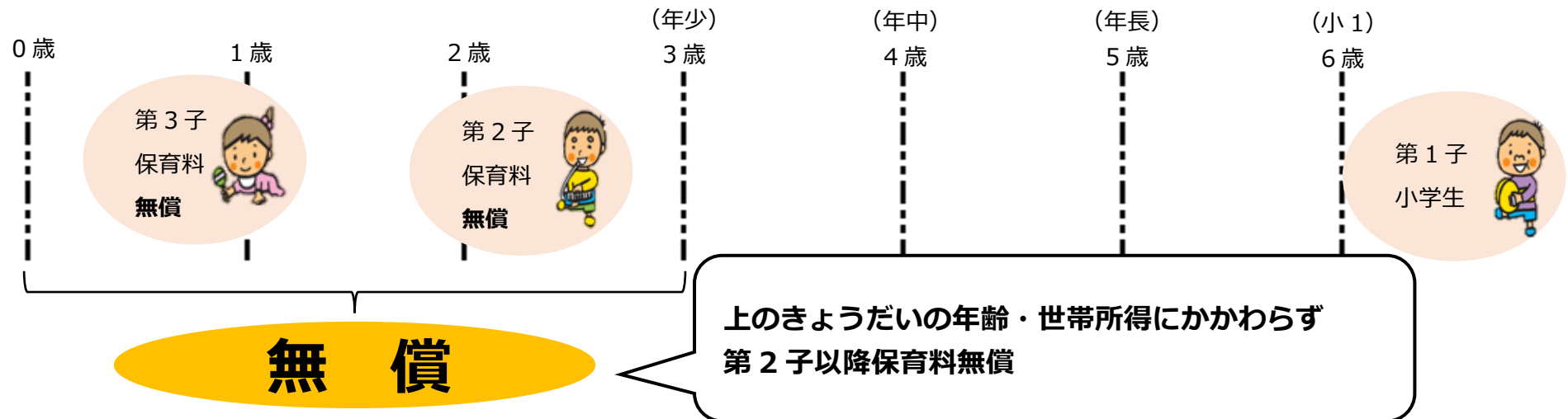
- ・ 第1子の保育料は半額、第2子は無償となります。

※2※3 は次頁参照

利用者負担額について

【0歳児クラス～2歳児クラスの多子軽減（堺市独自制度）】

堺市では、子どもを生み育てやすい環境を整えることを目的として、上のきょうだいの年齢や、世帯の所得に制限を設けず、認定こども園、保育所や地域型保育事業等を利用する第2子以降の子どもの保育料の無償化を実施しています。



※1「認定こども園など」

認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、さかい保育室（堺市認証保育所）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業

※2「生計を一にしている」

必ずしも同居している必要はありません。就学などの都合上、別居しているお子さんがいる場合でも、学資金の仕送りをしているなど、生計を一にしていると確認できる場合は軽減の対象となります。

※3「ひとり親世帯など」

- ①ひとり親世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の公布を受けている人がいる世帯
- ③特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ④国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金などの受給者がいる世帯
- ⑤その他、生活保護法に定める要保護者など、特に困窮していると市長が認めた世帯